

2. 介護保険料

介護保険給付費等に係る費用の財源は、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の皆さまから納めていただく保険料と、公費（税金）です。その負担割合は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見込まれる大雪地区広域連合全体の介護サービス量（費用）に基づいて計算しています。平成30年度から令和2年度まで3年間の保険料の基準額は72,929円（月額相当6,077円）です。

昨年度から公費による保険料軽減を第1段階のみから第3段階までに拡大したうえ、本年度は軽減率を改正(引き下げ)しました。

大雪地区広域連合の介護サービスにかかる費用の負担割合(全体100%)

| | | |
|---------------------|------------------|------------------|
| 公費負担(国、道、広域連合)(50%) | 第1号被保険者の保険料(23%) | 第2号被保険者の保険料(27%) |
|---------------------|------------------|------------------|

○第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額表

() 内は前年度

| 所得段階 | 対象者要件 | 基準額に対する割合 | 保険料(年額) |
|-------|--|-----------------------------|---------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受給している方 ・世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 【通常】基準額×0.50 | 公費による軽減後 21,900円 |
| | | 公費による軽減後 基準額×0.30(0.375) | |
| 第2段階 | 世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 | 【通常】基準額×0.70 | 公費による軽減後 36,500円 |
| | | 公費による軽減後 基準額×0.50(0.625) | |
| 第3段階 | 世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方 | 【通常】基準額×0.75 | 公費による軽減後 51,000円 |
| | | 公費による軽減後 基準額×0.70(0.725) | |
| 第4段階 | 住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.88 | 64,200円 |
| 第5段階 | 住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方 | 基準額 72,929円 | 72,900円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方 | 基準額×1.26 | 91,900円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.30 | 94,800円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得200万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.57 | 114,500円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得300万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.60 | 116,700円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満の方 | 基準額×1.87 | 136,400円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上800万円未満の方 | 基準額×2.13 | 155,300円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得800万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.33 | 169,900円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,000万円以上の方 | 基準額×2.53 | 184,500円 |

※年額保険料は百円未満四捨五入

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について

★【新型コロナ】保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、各種保険料が減免となります。

| | |
|------|---|
| 対象者 | ①新型コロナの影響で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 全額免除 |
| | ②新型コロナの影響で、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 一部を減額 |
| 必要書類 | (※) 保険料が減額される具体的な要件 |
| | 世帯の主たる生計維持者が次の(1)~(3)の全てを満たす場合 |
| | (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みである |
| | (2)前年の所得の合計額が1000万円以下である (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である |
| 必要書類 | 売上減少となった月の売上台帳の写し、給与明細書の写しなど |

・減免制度に関する詳しい内容については、7月に発送する納入通知書にご案内を同封します。
・ご自身が減免の対象となるかや、申請に必要な書類などについては、下記にお問い合わせください。

【問合せ】東川町役場 税務定住課 収納室(1階4番窓口) ☎82-2111(内線122)

1. 国民健康保険料

広域連合議会において、今年度の国民健康保険料率が決まりました。

一人当たりの医療費が伸びていくなかで保険財政の状況等をもとに十分に検討した結果、資産割の廃止を含め、保険料率を変更する事に決定しました。

これまでと同様に加入者の皆様が安心して医療を受けられる事業運営のため、ご理解ご協力をお願いします。

○国民健康保険料率表

() 内は前年度

| | 医療分 | 支援金分(※1) | 介護分(※2) |
|-------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 所得割 | 6.4% [5.7%] | 2.4% [2.0%] | 1.4% |
| 資産割 | 廃止 [10.0%] | 廃止 [4.0%] | 廃止 [2.0%] |
| 均等割<1人当たり> | 23,000円 [22,000円] | 8,000円 [7,800円] | 8,800円 |
| (※3) | 7割軽減 | 6,900円 [6,600円] | 2,400円 [2,340円] |
| | 5割軽減 | 11,500円 [11,000円] | 4,000円 [3,900円] |
| | 2割軽減 | 18,400円 [17,600円] | 6,400円 [6,240円] |
| 平等割<1世帯当たり> | 29,000円 [26,000円] | 10,000円 [9,000円] | 8,000円 |
| (※3) | 7割軽減 | 8,700円 [7,800円] | 3,000円 [2,700円] |
| | 5割軽減 | 14,500円 [13,000円] | 5,000円 [4,500円] |
| | 2割軽減 | 23,200円 [20,800円] | 8,000円 [7,200円] |
| 賦課限度額(年額) | 630,000円 [610,000円] | 190,000円 | 170,000円 [160,000円] |

※1 支援金分とは、74歳以下の方が納める、後期高齢者医療制度に必要な総医療費の一部を負担する『後期高齢者支援金』です。

※2 介護分とは、40歳~64歳の人(介護保険の第2号被保険者)が納める介護保険料相当分です。

※3 前年所得が一定の基準額に満たない世帯は、均等割と平等割について軽減が適用されます。